

**杵築市地球温暖化対策実行計画  
(事務事業編)  
第4期**



杵築市役所庁舎

**令和4年3月**

**杵築市 市民生活課**

## ■目次

<b>1. 背景</b> .....	<b>2</b>
<b>2. 基本的事項</b> .....	<b>2</b>
(1) 目的	
(2) 対象とする範囲	
(3) 対象とする温室効果ガス	
(4) 計画期間	
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	
<b>3. 温室効果ガスの排出状況</b> .....	<b>4</b>
(1) 「温室効果ガス総排出量」	
(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因	
<b>4. 温室効果ガスの排出削減目標</b> .....	<b>7</b>
(1) 目標設定の考え方	
(2) 温室効果ガスの削減目標	
<b>5. 目標達成に向けた取組</b> .....	<b>8</b>
(1) 取組の基本方針	
(2) 具体的な取組内容	
<b>6. 進捗管理体制</b> .....	<b>9</b>
(1) 推進体制	
(2) 点検・評価・見直し体制	

## 1. 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2016年には、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）（以下「地球温暖化対策計画」という。）が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

杵築市においても、公共施設への太陽光発電の導入を進めること等を始めとして、地球温暖化の防止に向けた取組を推進しています。

## 2. 基本的事項

### (1) 目的

杵築市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「杵築市事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、杵築市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

### (2) 対象とする範囲

杵築市事務事業編の対象範囲は、杵築市の全ての事務・事業とします。なお、外部委託の事務・事業（指定管理者施設）も対象とします。

区分	主な施設名
市長部局（庁舎等）	本庁舎、山香庁舎、大田庁舎、健康推進館
上水道関係	浄水場、水源地、各簡易水道
下水道関係	終末処理場、各浄化センター
温泉関係	山香温泉風の郷、山香温泉センター、健康福祉センター
病院関係	杵築市立山香病院
教育委員会部局	各小中学校、幼稚園、各地区公民館、文化体育館、サッカー場

### (3) 対象とする温室効果ガス

杵築市事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち、二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)、メタン (CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFC) とします。

### (4) 計画期間

2022 年度から 2030 年度末までを計画期間とします。また、計画開始から 5 年後の 2026 年度に、必要に応じて計画の見直しを行います。

項目	年度								
	2013	…	2017	…	2022	…	2026	…	2030
期間中の事項	基準年度		第 3 期計画		第 4 期計画		計画見直し (必要に応じて)		目標年度
計画期間									

図 1 計画期間のイメージ

### (5) 上位計画及び関連計画との位置付け

杵築市事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び杵築市総合計画に即して策定します。

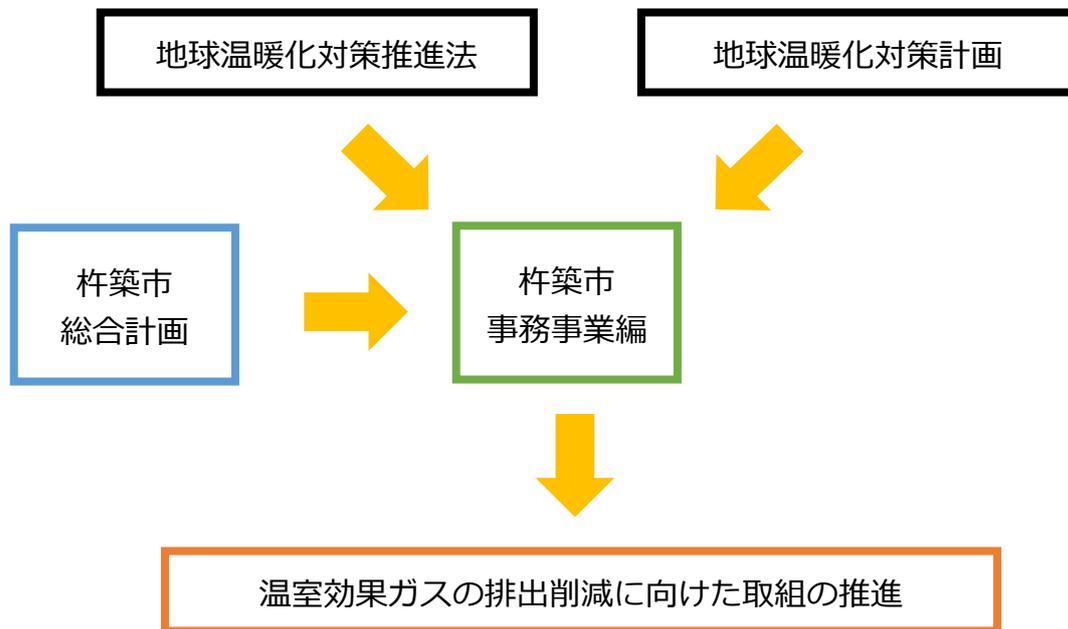


図 2 杵築市事務事業編の位置付け

### 3. 温室効果ガスの排出状況

#### (1) 「温室効果ガス総排出量」

杵築市の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」のうち、二酸化炭素は、基準年度である 2013 年度において、9,117t-CO<sub>2</sub> となっています。

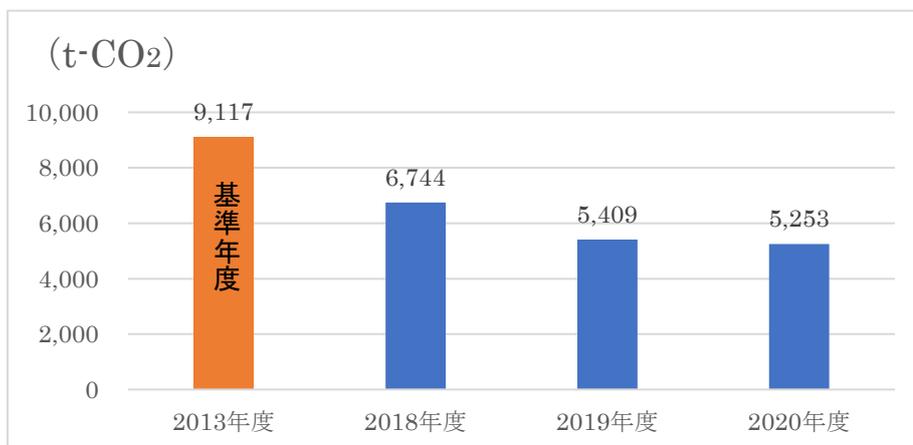


図 3 杵築市の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」のうち二酸化炭素の推移

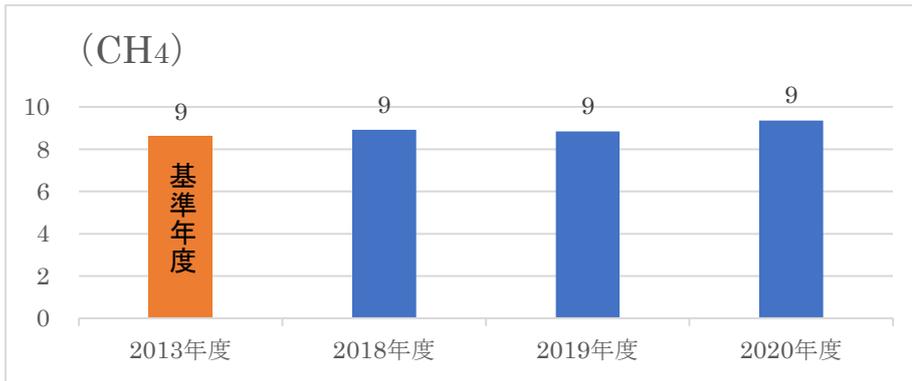


図4 杵築市の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」のうちメタンの推移

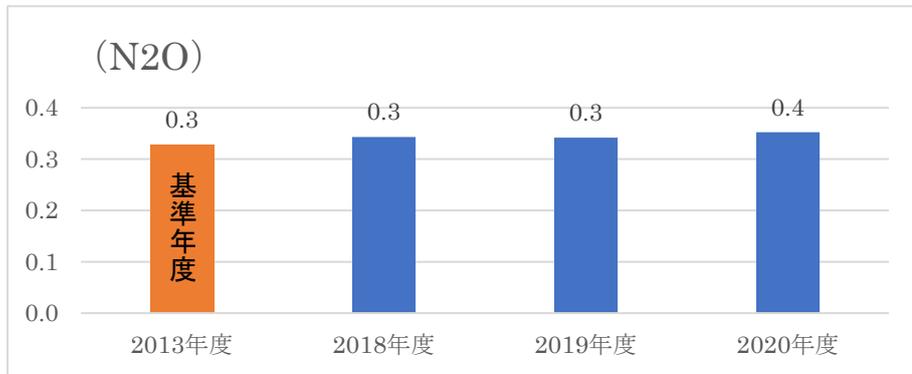


図5 杵築市の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」のうち一酸化二窒素の推移

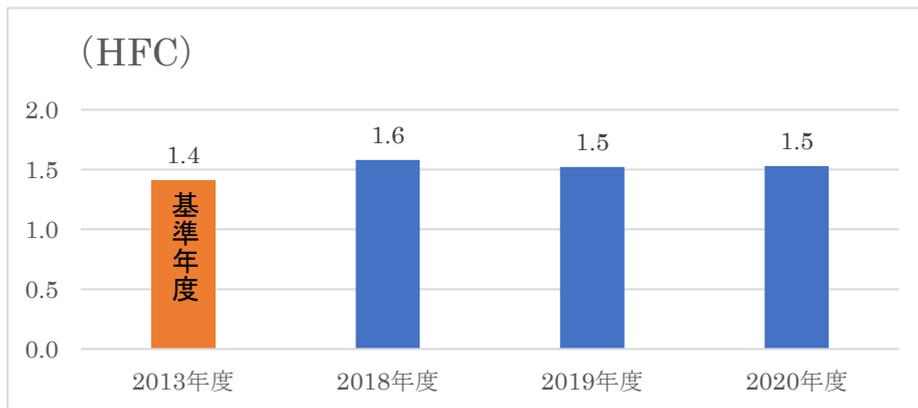


図6 杵築市の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」のうちハイドロフルオロカーボン類の推移

施設別では、市長部局（庁舎等）が全体の28%を占め、次いで上水道関係及び病院関係が20%、教育委員会部局が12%、温泉関係が14%、下水道関係6%となっています。

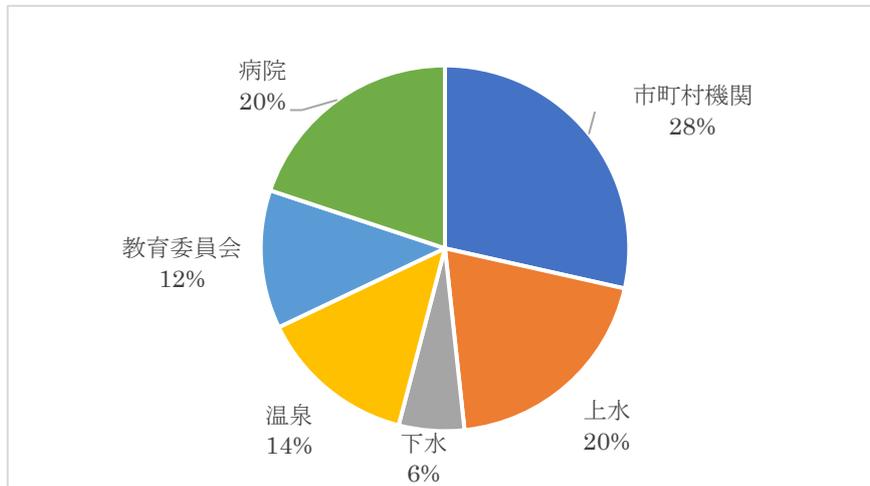


図 7 施設別の「温室効果ガス総排出量」(うち二酸化炭素)の割合(2013年度)

また、エネルギー種別では、電気が全体の77%を占め、次いでA重油10%、灯油及びLPガス4%、ガソリン3%となっています。

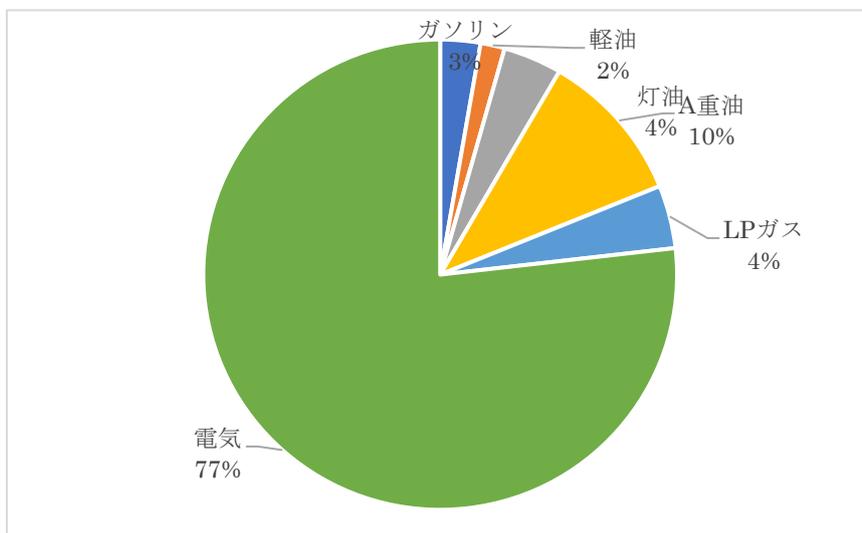


図 8 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」(うち二酸化炭素)の割合(2013年度)

## (2) 温室効果ガスの排出量の増減要因

杵築市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の増減要因として、下記に示すものが挙げられます。

### ① 増加要因

- コミュニティセンターの新設
- 市立図書館の新設 など

### ② 減少要因

- 山香地域の小学校の統廃合
- 公用車の削減

## 4. 温室効果ガスの排出削減目標

### (1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、杵築市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

### (2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030年度）に、基準年度（2013年度）比で40%削減することを目標とします。

表 1 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度（2013年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガスの排出量	9,432t	5,659t
削減率	-	40%

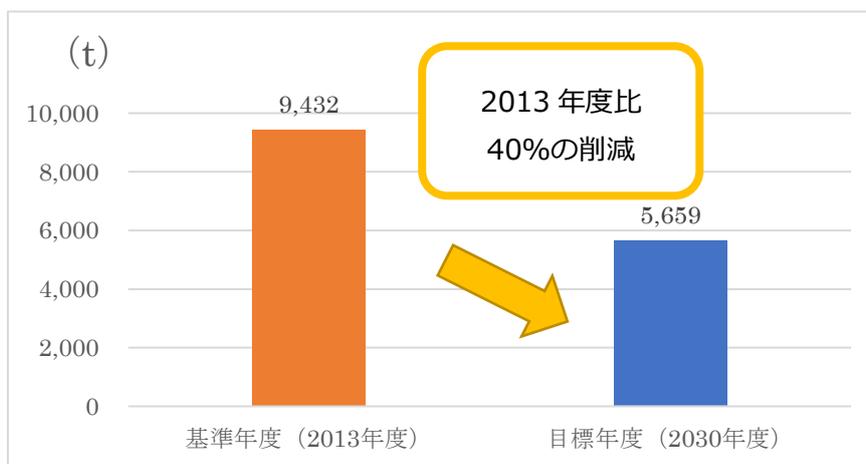


図 9 温室効果ガスの削減目標

## 5. 目標達成に向けた取組

### (1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

### (2) 具体的な取組内容

#### ① 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- 自動販売機の照明は消灯します。
- 空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。
- 冷暖房温度や照明器具の適正管理に努めます。

#### ② 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- 省エネ性能が大幅に向上している空調設備機器への入れ替えを進めます。
- 照明設備のLED化を進めます。
- 雨水を有効に利用する設備の導入を進めます。

#### ③ グリーン購入・グリーン契約等の推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

- グリーン購入法に準じた物品や低公害車等の調達に努めます。
- 用紙の節減（節水、ゴミの減量）に取り組みます。

#### ④ 再生可能エネルギーの導入

太陽光発電やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

- 施設における太陽光発電の導入に努めます。
-

#### ⑤ 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

- 不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- 空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- 移動の際には公共交通機関を積極的に利用します。また、公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。

## 6. 進捗管理体制

### (1) 推進体制

杵築市事務事業編を推進するために、副市長を会長とする「杵築市地球温暖化対策実行委員会」を設けます。また、各課等に「エコ推進員」を2名配置し、取組を着実に推進します。

#### ① 杵築市地球温暖化対策実行委員会

副市長を会長、市民生活課長を副会長とし、各課等のエコ推進員で構成します。杵築市事務事業編の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

#### ② 杵築市地球温暖化対策実行委員会事務局

市民生活課長を事務局長とし、市民生活課職員で構成します。事務局は、実行委員会の運営全般を行います。また、各課等の実行状況を把握するとともに、実行委員会に報告します。

#### ③ エコ推進員

各課等に2名配置します。各課等及び各施設において取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。

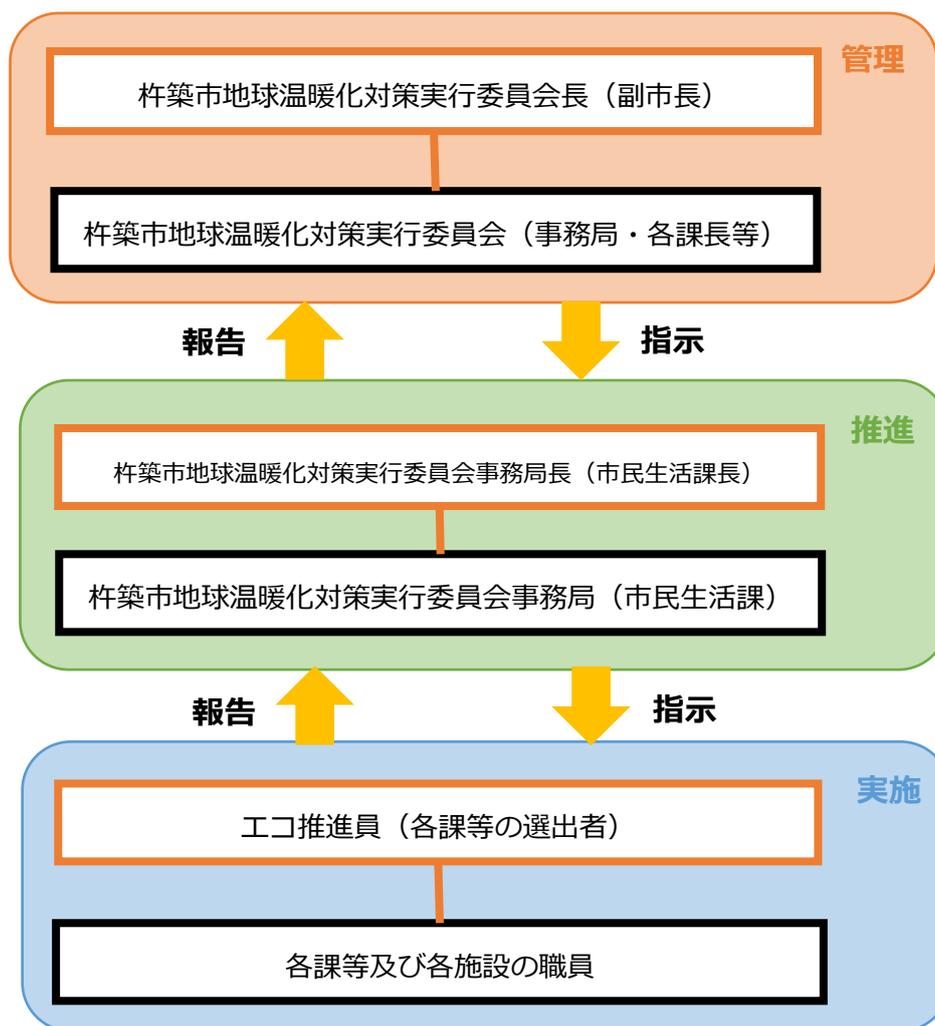


図 10 杵築市事務事業編の推進体制

## (2) 点検・評価・見直し体制

杵築市事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、杵築市事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

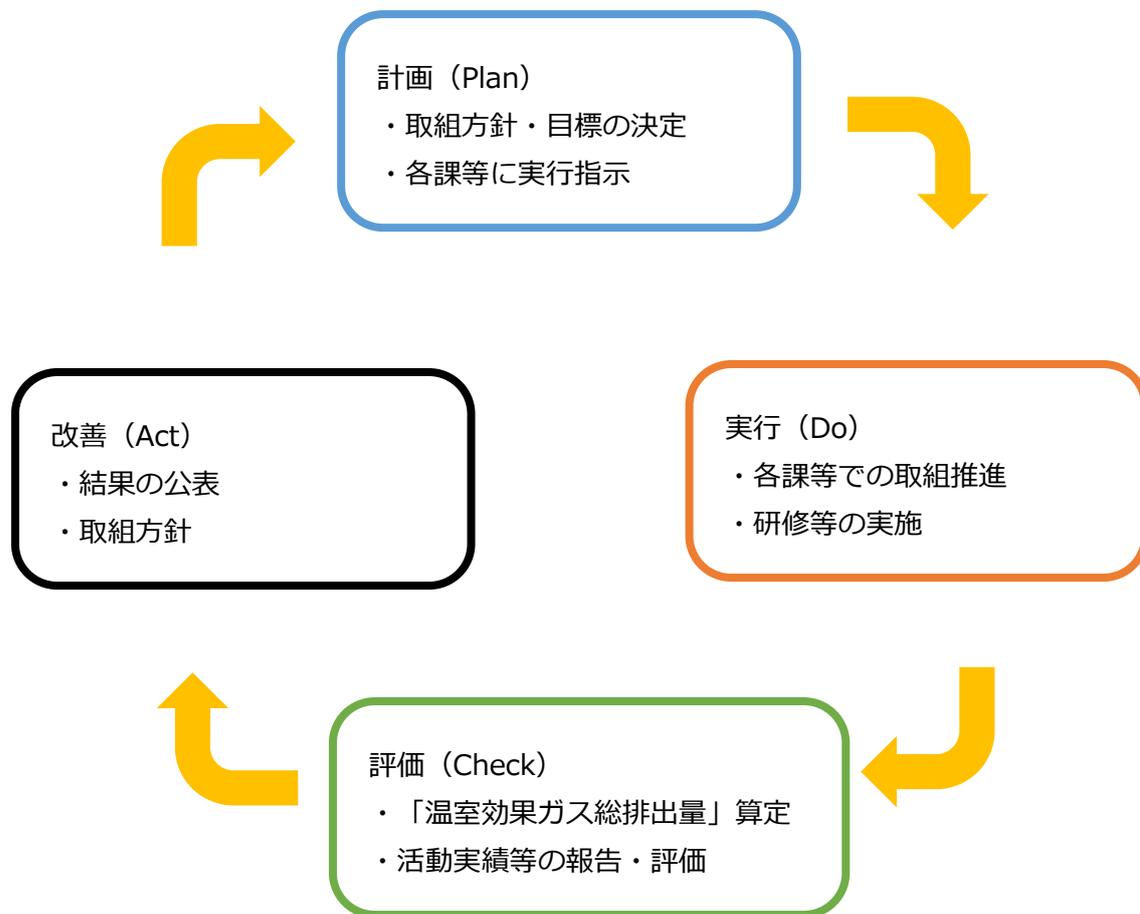


図 11 毎年の PDCA イメージ